

もし加害者になってしまったら...

あなたの誠意をカタチに、和歌山県共済が応援します。

もしものとき... お手頃な掛金でもうひとつの安心を!

ドライバーのあなた、もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思っていませんか? もし、あなたが人身事故を起こしてしまったら...

人身事故で加害者となった場合に、お見舞い費用や、香典料など多額の自己負担が必要になる場合があります。相手側に対する道義的責任(誠意)についての補償は自動車保険では必ずしも十分とはいえません。万一のときあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済、それが県共済の自動車事故費用共済です。

補償内容 (共済金額300万円契約の場合)

すべての共済金は、共済契約者にお支払いします。

	死傷者が	
	契約者側の場合(自損事故も対象となります)	相手側の場合(契約者側にも過失がある場合に限り)
死亡共済金 事故の日から180日以内に死亡されたとき(1事故につき)	300万円	死亡臨時費用共済金 臨時費用として 30万円 をお支払い 共済契約者の経済的負担を補うため 合計 300万円 までの実費を支給 ただし、死亡臨時費用共済金の支払いを受けている場合はその額を差し引きます。
後遺障害共済金 (障害級別による)	12万円~300万円	12万円~300万円 算定された額を限度として実費を支給
入通院共済金 365日分 または300万円限度	(1人あたり) 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき 入院、通院合わせて 1日最高 18,000円	入通院臨時費用共済金 臨時費用として、3日以上通院または入院で、 1事故につき 3万円 をお支払い 左記の日額により、共済契約者の経済的負担を補うため 合計 300万円 までの実費を支給 ただし、入通院臨時費用共済金の支払いを受けている場合はその額を差し引きます。

*共済金は1事故の総合計300万円が限度です。(特約を除く)

特約

対物担保特約
(1事故につき)

30,000円

契約者側に過失があり、損害賠償責任額が2万円以上の場合に3万円を契約者にお支払いいたします。ただし、共済期間内1回を限度とします。

あなたが人身事故を起こしたとすると

お見舞いに行くなどして被害者に対する誠意を示さないと、示談交渉はスムーズに運びません。

- ★示談交渉までにとるべき措置としては、
 - ・死亡事故の場合は相当の香典を持参して通夜、葬儀に出席し、その後の法事も欠かさぬよう心がけねばなりません。
 - ・傷害事故の場合は治療費を支払い、お見舞いを十分に行って、誠意のあることを態度で示すことが必要です。
- ★示談交渉をはじめめる時期は、
 - ・死亡事故の場合は四十九日の法要がすんだころ。
 - ・傷害事故では重傷の場合で入院していれば退院が間近なころ、軽傷であれば傷が治ったころが一般的です。

必要な費用は

相手方が死亡した場合	相手方が入院した場合
香典 供花料 儀費用 あなたの喪失利益 諸費用	お見舞いの費用として菓子、果物、生花代、療養雑費、交通費等が必要となります。

相手への誠意として香典、葬儀費用、お見舞い費用、療養の雑費また契約者自身の喪失利益、交通費などいろいろ自己出費がかさみます。

こんな時こんなお支払いをします。

追突事故を起こして



*相手2名(運転者と同乗者)がそれぞれ10日入院した。
*相手の車両に20,000円以上の損害があった。
(相手)4,500円×10日×2名=90,000円
(対物)30,000円
30,000円+90,000円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。

自分が追突されて



*全く契約者に過失が無い場合
*自分が20日通院、相手1名(運転者)が死亡した。
(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い
(相手)お支払いできません
計45,000円を契約者にお支払い。

自損事故を起こして



*電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった。
(対物)30,000円
30,000円を契約者にお支払い。

出会い頭の事故を起こして



*相手1名(運転者)が30日、自分が20日通院した。
*相手の車両に20,000円以上の損害があった。
(自分)2,250円×20日=45,000円 定額払い
(相手)2,250円×30日=67,500円
67,500円を支払い限度として契約者が負担した実費をお支払い。
(対物)30,000円
合計75,000円+67,500円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い。

歩行者を跳ねて死亡事故を起こした



*相手が死亡した。
死亡事故共済金として3,000,000円を支払い限度として実費を契約者にお支払い。



自動車事故費用共済ご契約にあたってのご注意

共済期間について

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金を払い込んだ日の翌日の午前0時からです。

運転者の範囲は

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 個人でご契約の場合 | 法人でご契約の場合 |
| ①共済契約者 | ①共済契約者(理事、取締役など) |
| ②共済契約者の同居の親族 | ②共済契約者が雇用する者 |
| ③上記以外の届出運転者(2名まで) | ③上記以外の届出運転者(2名まで) |

個人事業所(屋号記載)契約の場合

- | | |
|--------------|-------------------|
| ①共済契約者 | ②共済契約者の同居の親族 |
| ③共済契約者が雇用する者 | ④上記以外の届出運転者(2名まで) |

出資金について

県共済は、中小企業の皆さまのための協同組合です。初めて県共済の共済にご加入いただく場合は、100円の出資金をお預かりいたします。

お支払いできない主な場合

- 1.事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者として)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
- 2.無免許で被共済自動車運転中に事故を生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。

- 3.酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金または入通院共済金。
- 4.事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
- 5.事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
- 6.事故の原因が、核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下同様。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性によるとき。
- 7.当組合は、原因のいかんを問わず、負傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、共済金を支払いません。
- 8.正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。

対物担保特約

- 1.事故の原因が、共済契約者(共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者として)または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
- 2.共済契約者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
- 3.共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
- 4.事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
- 5.事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
- 6.正当な理由なく、事故発生後60日以内に、事故の通知がなかったとき。